



かなえつ認定こども園

# 広報かわち Kawachi 2022 No.644

town public relations



かわち認定こども園

## ● 定例相談 ●

### 心配ごと相談

日時 12月1日(木) 午前10時~正午  
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)  
※弁護士相談(要予約)  
日時 12月15日(木) 午前10時~正午  
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)  
問合せ先 河内町社会福祉協議会  
☎84-2830

### 教育相談

日時 月・火・木曜日 午前9時~正午  
場所 教育委員会事務局  
問合せ先 ☎84-3322 ☎84-4730

### 成田空港に関する相談

日時 火~金・日曜日 午前9時~午後5時  
【休み:月曜日(月が祝日の場合はその翌平日)土曜日、祝日、年末年始】  
※11月から祝日も閉所になります。  
場所 河内町産業観光交流拠点施設  
”かわち夢楽”1階  
問合せ先 ☎0297-79-5815  
0120-84-5013(フリーダイヤル)

### 交通事故相談

日時 月・水・木・金曜日  
午前9時~正午 午後1時~4時45分  
弁護士相談 第3水曜日  
午後1時~4時(要予約)  
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F  
問合せ先 県南地方交通事故相談所  
☎029-823-1123

## ● 交通事故発生状況 ●

### 町内の交通事故9月発生状況

(累計)  
発生件数(人身事故) 0件(5)  
死者数 0人(0)  
負傷者数 0人(7)  
竜ヶ崎警察署調べ

## ● 戸籍の窓 ●

9月届出分  
おめでた 2人 転入 14人  
おくやみ 16人 転出 30人

## ● 人口・世帯 ●

令和4年10月1日現在  
人口 8,233人 (-30)  
男 4,075人 (-11)  
女 4,158人 (-19)  
世帯数 3,423世帯 (-14)

## ● TELガイド ●

役場	☎84-2111 教育委員会事務局	☎84-3322
	☎84-4357 中央公民館	☎84-2843
水道事務所	☎84-2361 福祉センター	☎84-3699
つつみ会館	☎86-2090 保健センター	☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071 防災かわち(音声案内)	☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830 シルバー人材センター	☎84-5455

## ● 休日診療当番医(12月) ●

12月	稲敷地区	龍ヶ崎地区	
4日	古橋医院 ☎029-978-3770	松葉クリニック ☎65-7282	松本クリニック ☎62-4747
11日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	朝野循環器内科 クリニック ☎62-0178	中村クリニック ☎64-6655
18日	江戸崎ひかり クリニック ☎029-834-5777	山本医院 ☎66-3348	いがらし クリニック ☎62-0936
25日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	牛尾病院 ☎66-6111	山村医院 ☎66-0555
29日		横田医院 ☎62-0047	渡利耳鼻咽喉科 医院 ☎62-4133
30日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	野村医院 ☎62-6561	福岡小児科医院 ☎66-3245
31日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	龍ヶ崎大徳 ヘルシークリニック ☎64-3133	北竜台耳鼻咽喉科 クリニック ☎95-3387

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム: 24時間お医者さんを探すことができます。

おとな救急電話相談 #7119  
こども救急電話相談 #8000 または 03-6667-3377

救急医療情報システム  
ホームページ: <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>  
携帯サイト: <http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

## ● ごみ収集日(12月) ●

資源回収日	燃えないごみ収集日
A地区 6・20 C地区 13・27	A地区 10 C地区 24
B地区 8・22 D地区 1・15	B地区 10 D地区 24
燃えるごみ収集日	粗大ごみの予約収集日
全地区 毎週月・水・金曜日	12月中の予約→1月7日

※12月30日(金)と1月2日(月)は収集しません。

広報かわち  
**Kawachi**

令和4年11月1日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課  
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>

モバイル版アドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/mobile/index.html>

河内町モバイルホームページ  
QRコード  
※QRコードは読みとれない場合もあり  
ますのでご了承ください。





# 戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金 戦没者等のご遺族の皆様へ

## 第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています 令和5年3月31日までにご請求ください

### ◎支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人にご遺族の代表として支給します。

1. 令和2年4月1日（基準日）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ◎支給内容

額面 25 万円、5 年償還の記名国債

### ◎請求期限

令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

### ◎留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

請求窓口・問合せ先

福祉課 ☎ 84 - 6981

## 災害に強い施設園芸づくり月間（11月）



～農業用ハウスの雪への備えはできていますか？

降雪に備え、農業用ハウスの点検・補修等を行いましょ！～

冬を迎え、降雪による農作物及び農業用施設への被害が想定されます。今後の気象情報には十分に注意し、日ごろから点検・補修等を実施し、適切に管理しましょう。

### 事前の対策（例）

1. ハウスの被覆資材の破れや隙間の点検、補修等により、保温性の向上に努める。
2. 谷桶など荷重が集中すると思われる部分を特に補強する。
3. 基礎部分が腐食している場合は、パイプの交換や補強資材により、強化を図る。
4. 基礎の沈下を防ぐため、谷桶からのオーバーフロー防止対策を講ずる等、施設の保守管理と構造強化に努める。
5. 停電した場合に備え、かん水に必要な水をタンクに貯めておく。

### 降雪直前からの対策（例）

1. 積雪前に内部被覆を開放した上で暖房を行い、融雪対策に努める。
2. 積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。

過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合には、被災農業者向けの支援事業が発動される場合があります。

そのとき、判断の基礎となるのは災害時の調査になります。

制度には様々な要件がありますが、支援事業が開始された場合に備えて、以下の書類の保存をお願いします。

### ■ハウスの倒壊等、被害の状況がわかる写真

- ・デジタルカメラ（携帯電話でも可）等で、撮影日がわかるようにする
- ・施設等の撤去や復旧を行う前に、被災した施設全体、被害箇所、サイズ等がわかるように撮影する
- ・パイプハウスの場合は、パイプの径や間隔がわかるように撮影する
- ・作物等の被害の様子が分かるように撮影する

### ■修繕などをした費用の証拠書類

- ・見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、作業日誌などの保管



### ◎お願い◎

被災農業者向けの支援事業が発動された場合は、事業完了後に園芸施設共済（民間の保険も可）への加入が必要になります。

また、すでに補助を受けて復旧した施設等については、処分制限期間内（例：パイプハウスの場合10年間）は、以下を厳守願います。

- ・園芸施設共済等への加入の継続
- ・補助金交付の目的外使用の禁止（許可を得ない譲渡・貸付・取り壊し等）

降雪等の気象災害により、施設の損傷などの農業用施設への被害や農作物に対する被害があった場合には、農政課までご連絡ください。

◆連絡・問合せ先 農政課 ☎ 84 - 6975



### 河内町身体障害者福祉協議会【会員募集】

河内町身体障害者福祉協議会（身障協）では、会員募集を実施しております。年間を通し障害者同士の交流や、生きがいづくりを目的とした日帰り研修会、交流会など、様々な事業を行っています。お気軽にお問い合わせください。

- ◆**会員対象者** 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ◆**会費** 年会費 500 円（その他事業毎に参加費）
- ◆**問合せ先** 河内町身体障害者福祉協議会事務局  
☎ 84 - 2830 河内町生板 9593 - 1



### 【税務署からのお知らせ】

◇ 令和4年11月21日（月）から25日（金）の間（祝日を除く）にインボイス制度と補助金の説明会を次のとおり開催します。

- 会場** 竜ヶ崎税務署 別館2階会議室
- 日時** 令和4年11月21日（月）から25日（金）※午前と午後は同じ内容となります。  
午前：10時30分～12時00分まで（1時間30分）  
午後：14時00分～15時30分まで（1時間30分）
- 定員** 各回20名（事前予約制）
- その他** **新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合があります。**
- 問合せ先** **来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。**  
☎ 60 - 2029 竜ヶ崎税務署 個人課税部門（ダイヤルイン）



### ☆寝たきり・認知症などの高齢者で所得控除やおむつ代にかかる医療費控除を受ける方へ

◎**寝たきりや認知症などの方に対する「障害者控除対象者の認定」について**  
寝たきりや認知症などの高齢者で、町から障害者に準ずる方として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると、身体障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、所得税や町県民税の障害者控除の対象者となります。

◆**対象者**  
65歳以上の方で、心身障害の程度が次のいずれかに該当する状態にあると町から認定された方

【**特別障害者**】  
・身体障害者手帳の1級、2級に準ずる方  
・知的障害者で療育手帳のA以上に準ずる方  
・精神障害者保健福祉手帳の1級に準ずる方  
・6か月以上寝たきりの状態にある方

【**障害者**】  
・身体障害者手帳の3級から6級に準ずる方  
・知的障害者で療育手帳のBに準ずる方

・精神障害者保健福祉手帳の2級、3級に準ずる方

◆**申請方法**  
福祉課窓口にある「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入、押印のうえ申請してください。既に障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により障害者控除対象者となりますので申請する必要はありません。

※介護保険の要介護認定を受けていない方で、障害者控除対象者としての認定を希望する場合は令和4年12月16日（金）までに申請してください。

◎**おむつ代に係る医療費控除の手続きについて**  
初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師からの「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降も継続して医療費控除をされる場合は、町が交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」を受けると、医療費控除の対象として認められます。

◆**対象者**  
・おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合で、介護保険の要介護認定を受けている方（町で主治医意見書の内容が確認できた方）

◆**申請方法**  
福祉課の窓口にある「おむつ代の医療費控除証明（2年目以降）必要事項の確認書」に記入・押印のうえ提出してください。

◆**問合せ先**  
◎**認定書・確認書に関すること**  
☎ 84-6981 福祉課社会福祉係

◎**町県民税に関すること**  
☎ 84-6971 税務課課税係

◎**所得税に関すること**  
☎ 66-1303 竜ヶ崎税務署



### ☆固定資産税について

◎**固定資産税について**  
固定資産税は、毎年賦課期日（1月1日）現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に対してその価額を基に算定された税額を納めていただく税金です。

税務課では現地調査を随時実施し、新築・増築家屋や取壊し家屋の確認をしています。適切な課税を行うためにも、次の①②をした場合は税務課課税係へご連絡ください。

①**新築・増築をした場合**  
住宅、店舗、物置、倉庫、車庫などの家屋を新築・増築をされた場合は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算定するため、税務課の職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後にお早めにご連絡ください。

②**家屋の取壊しをした場合**  
家屋を取壊したり、年内に取壊す予定がある場合はご連絡ください。取壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されなくなります。

◎**償却資産について**  
太陽光発電設備は、個人所有のものであっても償却資産に該当し、固定資産税（償却資産）の課税対象となる場合があります。

課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

（詳しくは町ホームページをご覧ください。）

◆**連絡・問合せ先**  
税務課課税係  
☎ 84-6971



### 俳句 くわち俳句会

- 天高し埃をかぶる体重計 篠原 富子
- 思い出を秘めし菜となる紅葉 寺田 節子
- しっかりと四季ある国の山紅葉 神崎 和夫
- 爽やかやシニア仲間の高笑い 大野志げ子
- 追憶の机の写真舞紅葉 宮澤由紀江
- 爽涼や髪梳く朝の深呼吸 石毛 節子
- 片雲を抱く筑波や秋高し 野田美智子
- 空高し飛行機雲に明日を見る 高仲 和子
- 秋高しスポーツドリンク一気飲み 遠藤 正雄
- 大佛を秋の天ごと仰ぎけり 田中 康夫



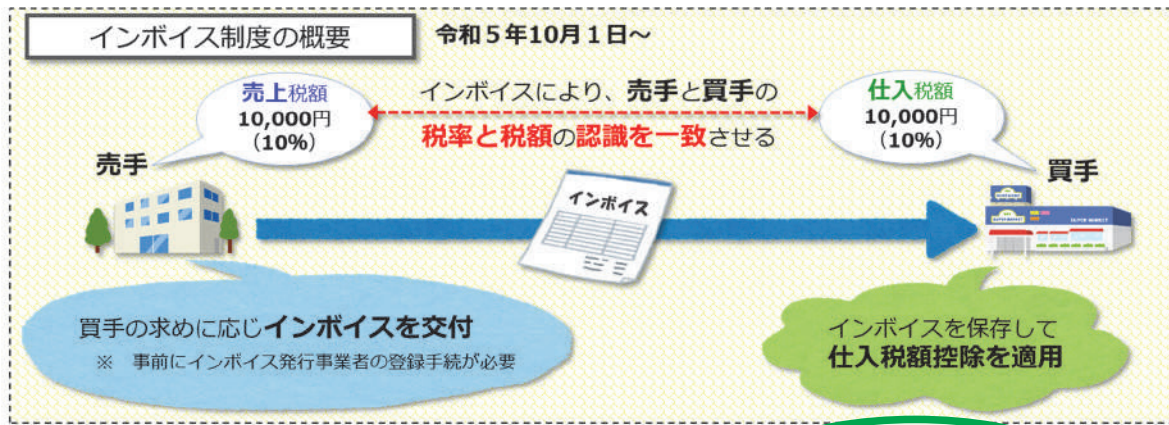
## ☆ 「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## ☆ 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## ☆ インボイス制度特設サイト

免税事業者の方向けのコンテンツも掲載中！

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

インボイス制度特設サイト



## ☆ 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



インボイス制度の疑問にお答えします！



軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

税務職員ふたば

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)  
9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

## 消費税

# 令和5年10月

# 事業者の方へ

# インボイス制度が始まります！

制度開始時に

## インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Tax で登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！
- ☑ 個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Tax で申請できます。e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。





# 保健センターだより

## 予防接種でインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行に備えましょう！

今冬のインフルエンザは、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されており、積極的なインフルエンザワクチンの接種が推奨されています。今年のインフルエンザワクチンの供給は、国の記録が残る中で最大量が確保されています。インフルエンザ流行前に予防接種を受けて重症化予防に努めましょう。



Q. 新型コロナウイルス感染症ワクチンとインフルエンザワクチンは、同じ日に接種できますか？

A. この2つのワクチンは同時接種が可能です。詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

Q. インフルエンザワクチンの効果はどれくらい続きますか？

A. ワクチンの効果は、接種後約2週間から約5か月持続します。流行時期に間に合うように接種しましょう。

### 河内町のインフルエンザワクチン予防接種費用助成事業

生後6か月～ 中学3年生	1回2,000円（13歳未満2回、13歳以上1回まで）を助成します。対象者には小児インフルエンザ予防接種予診票（ピンク色）を発送済みです。 ※10～12月に生後6か月になる方は順次発送します。 ※予診票が使用できるのは、同封のお知らせに掲載している委託医療機関だけです。ご注意ください。（それ以外の医療機関で接種した場合は保健センターで払戻しの手続きができます）
65歳以上の方	1回2,000円を助成します。対象者にはインフルエンザ予防接種予診票（水色）を発送済みです。 ※10～12月に65歳になる方は、誕生日が過ぎたら順次発送します。 ※県内のほとんどの医療機関で接種できます。千葉県の成田市や香取市の一部の医療機関でも接種できます。同封の医療機関一覧をご確認ください。 ※予診票を使わずに接種した場合は、助成が受けられませんのでご注意ください。（払戻しはしておりません）

◆問合せ先 保健センター ☎ 84 - 4486

## 明治安田生命保険相互会社 つくば支社より寄附金が贈呈されました

10月27日（木）役場にて、明治安田生命保険相互会社つくば支社より152,500円の寄附をいただきました。同社は、ゆかりのある地域を支えたいという従業員からの募金と社の寄附を合わせた「私の地元応援募金」を地域社会貢献活動として行っています。

お預かりした寄附金は趣旨に添って大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



つくば支社より目録を手渡される野澤町長

## 功績を称えて 叙勲受章

8月16日に亡くなられた故 廣瀬 裕 氏に対し生前の功績が認められ、日本政府から旭日単光章を受章されました。

旭日単光章



故 廣瀬 裕 氏  
(元河内町議会議員)

故 廣瀬 裕 氏は、平成11年6月に初当選し、以来5期16年8月の長きにわたり河内町議会議員に在職し、卓抜なる識見をもって町行政及び地方自治の進展に尽力されました。

平成18年9月から平成19年3月まで河内町議会副議長に就かれ、平成24年2月から平成26年3月までは河内町議会議長の要職に就かれ、円滑で活力ある議会運営に努められました。

河内町議会教育厚生委員会委員長さらに河内町議会総務委員会の委員長も歴任し、河内町の教育、文化、福祉など多方面の向上に大きく貢献されました。

この度の受章は、これらの生前の多大な功績が認められたものです。

## 12月4日から10日までは人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日が「人権デー（Human Rights Day）」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として、各種の人権啓発活動を行います。

人権週間にあたり、人権は、他の人にも自分と同じようにあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係を作りましょう。

水戸地方法務局  
茨城県人権擁護委員連合会

## かわち学園児童生徒が大根の間引きを行いました

10月11日（火）かわち学園東側の畑で、3・7・8年生の児童生徒が、長竿地区農地を考える会と同地区シニアクラブのみなさんからの指導のもと、小さな芽を摘み、大きな大根を育てるための間引き作業を行いました。

児童生徒のみなさんで協力し合い、楽しく学ぶことができました。収穫がとても楽しみです。



間引きの様子



## 65歳以上の方へ、無理な運動は一切ない 脳と体いきいき教室

をおススメします！

①福祉センター  
★毎月第2金曜日



②中央公民館  
★毎月第3木曜日



③つつみ会館  
★毎月第4水曜日

人とのふれあいを楽しみながら、無理なく体を動かし、たくさん笑って気持ちも元気になる教室です。  
★町内3か所で開催しています。ご都合の合う会場にお申し込みください。  
★開催時間は各会場とも午前10時～午前11時30分、定員は1会場につき15名です。

※ご希望があれば送迎いたします。会場ごとの日程は、申し込み後に通知いたします。

## シルバーリハビリ体操 はずいまでもじぶんらしく生きるための体操

◆シルバーリハビリ体操教室は、町内13か所の集会所で開催しています。今回は西共同利用施設教室の様子（写真）を掲載しています。今後も各教室での様子を掲載する予定です。



### 西共同利用施設のシルリハ体操

教室は窓が多く明るいので換気が抜群！気持ちも晴れやかになります。しっかりと準備体操を行い手や足をほぐしていきます。こちらの教室は、ゆっくりゆったりほんわかムードです。月に2回の教室は、情報交換の場にもなっていて、おしゃべりも弾みます。

## そろそろ検討してみてもいかがでしょうか？

### 「成年後見制度」の利用

高齢者が安心して暮らすためには、お金の管理や日常生活上の手続き・契約などが必要となってきます。「成年後見制度」は、そんな時に認知症などで判断能力が衰えた高齢者を支援します。

#### 【利用するための手続きは？】

##### 1 申し立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てをします。配偶者や親族等による申し立ても出来ます。

##### 2 審判

家庭裁判所での調査や鑑定等を経て、もっとも適切と思われる後見人等の選任が行われます。

##### 3 後見開始

後見人等による支援がはじまります。後見人は、家庭裁判所の監督を受け、支援経過を報告します。

#### 地域包括支援センターが支援いたします

成年後見制度は家庭裁判所に申し立てを行います。 「どうも敷居が高い！」と感じる方は、まず地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。地域包括支援センターでは、高齢者本人やご家族等が必要に応じて適切に利用できるよう支援いたします。

◆問合せ・申込先◆ 地域包括支援センター ☎60-4071

## 食育だより VOL.136

～こころとからだを育む食育～

### 「11月8日はいい歯の日」

◆問合せ先 保健センター ☎84-4486

11月8日の「118」が「いい歯」の語呂合わせで、日本歯科医師会が歯の健康増進の啓発のためにこの日を「いい歯の日」に設定しました。いつまでも食べ物を美味しく楽しく食べるために、口の中の健康を保ち、80歳になっても自分の歯を20本以上保てるようにしましょう。



## 歯の健康ってどんなこと??



歯の健康は、食べ物をそしゃく【細かく砕いて消化しやすくする】することで健康を維持するだけではなく、食事や会話を楽しむことで生活の質を確保するために必要です。また、虫歯や歯周病になり、歯を失ってしまうとそしゃくが困難になり、今まで食べられていた固いものや食物繊維の多い物も食べるのが難しくなってしまいます。

### 《歯の健康を守るためには・・・》

- 正しい歯みがきを心がけ、みがき残しの無いようにする
- フロス等の歯間ブラシを使用する
- 寝る前、食後の歯みがきを習慣にする
- 禁煙
- だらだら食べや間食を控える
- 歯科医に、虫歯や歯石を定期的にチェックしてもらう



キッチン菜の花会 おすすめ  
**今月のレシピ**

### 鶏肉とごぼうの炊き込みご飯

【材料】		調味料	
米	2合	①しょうゆ	大さじ1
鶏モモ肉	1枚	①みりん	大さじ1
油揚げ	1枚	サラダ油	大さじ1
ごぼう	1/2本	だし汁	
枝豆	50g	水	400cc
		しょうゆ	大さじ1
		本だし	小さじ1

レシピ提供  
♥キッチン菜の花会♥  
会員 桜井 秀子さん

**【作り方】**

- ① 米を研ぎ、10分程度水に浸す。
- ② ①をザルに上げしっかり水分を切る。枝豆をゆでる。
- ③ 鶏肉、油揚げは一口サイズに切り、ごぼうはささがきに切る。
- ④ フライパンを温め、サラダ油をひき、③を弱火で炒める。
- ⑤ ④にさっと火が通ったら調味料①を加え炒める。(5～6分)
- ⑥ ②を炊飯器に移し、だし汁を加え、⑤の粗熱が取れたら上に乗せ、炊飯スイッチを入れる。炊きあがったら、枝豆を加え、混ぜる。

※「今月のレシピ」で紹介した料理を作った方の感想をお待ちしています！  
保健センター（☎84-4486）までご連絡ください。



# 11月は児童虐待防止推進月間です

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、悲しい事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増えており、社会全体で取り組むことが重要な課題となっています。

## 児童虐待とは…？



身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外にしめ出すなど
性的虐待	子どもへの性行為、性行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にするなど
ネグレクト	乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、車の中に放置するひどく不潔にするなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

## 虐待かも？と思ったら…通告や相談をお願いします。

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません。

### 子どもの様子について

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣服や体が汚れている
- 表情が乏しい、活気がない、大人におびえる
- 落ち着きがなく乱暴である
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

### 保護者や家庭の様子について

- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに対して拒否的・無関心
- 強い不安や悩みを抱えている
- 子どものケガについて不自然な説明をする
- 地域などと交流が少なく孤立している

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は、匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

通告や相談は、子どもだけではなく、保護者への支援にもつながります。

## 子育てはいろいろな人の力と共に

子育てを頑張るのはとても大変なことです。子どもを育てるうえでは、支援を受けることも必要です。町で実施している子育て支援サービスを活用しましょう。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、福祉課児童福祉係や保健センターなどにご連絡ください。お話をお伺いします。

通告・相談の窓口	いばらき虐待ホットライン	電話 0293-22-0293 (24時間対応)
	児童相談所虐待対応ダイヤル	電話 189
	福祉課 児童福祉係	電話 84-6982 (直通) (土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分)

河内町 子育て支援センター

# おひさまからの おしらせ

お問い合わせ  
イベント予約先  
福祉課  
TEL 84-6982  
担当 篠田・荒井

「お友だちが近くにいないの!」「ママ友がほしい!」「遊ぶ所がない!」と悩んでいる方、ぜひ遊びに来てください!みんなで楽しい子育ての輪を広げましょう。  
新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をお願いします。  
お部屋に入る前に、マスクの着用(大人の方のみ)、検温、手・指の消毒等をお願いしています。

### 12月の予定

日	曜日	イベント・スケジュール
2	金	自由遊び
5	月	作って遊ぼう!リース型フォトフレーム
7	水	フォトフレーム
9	金	第3回ペアレントトレーニング講座 (開所時間 12時まで)
12	月	自由遊び
14	水	おはなしなあ〜に?
16	金	あかちゃんひろば
19	月	ペアレントトレーニング講座(予備日)
21	水	クリスマスコンサート

**利用時間・持ち物**

- ・月・水・金(予約不要)
- (祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く)
- ・時間:午前10時から午後1時30分まで
- ・対象:0歳から就学前のお子様と保護者
- ・持ち物:着替え・水筒(飲み物)など
- ・ごみ・オムツは持ち帰りをお願いします。

**12/5(月)7日(水)**  
【作って遊ぼう!リース型フォトフレーム】

時間:午前10時30分から  
定員:4組まで 事前に予約をお願いします。  
(予約受付期限 12月2日まで)



**12/14(水)**  
【おはなしなあ〜に?】

絵本の読み聞かせやシアターをします。  
今月はどんなお話かな?わくわくするね!  
時間:午前10時30分から午前11時まで

**12/16(金)**  
【あかちゃんひろば】

すくすく成長しているかな?  
身長・体重を測ってもらいましょう!  
時間:午前10時30分から午前11時まで  
対象:生後4か月くらいから1歳くらいのお子様 予約不要  
持ち物:体重計測用のタオルまたはバスタオル

**12/21(水)**  
【クリスマスコンサート】

グループ「たけとんぼ」の皆さんをお招きしてクリスマスコンサートをします。素敵な演奏を聴いたり、歌ったり♪シアターなども観て、特別な時間を過ごしましょう!  
時間:午前11時から午前11時30分まで  
定員:4組まで 事前に予約をお願いします。  
(予約受付期限 12月19日まで)  
コロナウイルス感染症防止を要するときは中止になる時もあります。

**場所**

河内町子育て支援センター「おひさま」  
住所:河内町瀬清田5893(西共同利用施設内)  
電話番号:080-7722-2670







### 「行政書士無料相談会」開催

- ◆日時 11月19日(土) 午前10時から正午まで
- ◆会場 河内町中央公民館 和室
- ◆内容 相続や遺言、農地法の許可、その他各種行政手続きに関する疑問、お悩みについてアドバイスします。※予約は、前日の午後5時まで
- ◆予約・問合せ先 茨城県行政書士会県南支部 ☎090-8509-3622 (塚本)

### あなたの能力や経験を シルバー人材センターで活かしてみませんか

河内町にお住いの概ね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方なら入会できます。センターの趣旨やしくみをご理解のうえ入会していただいておりますので、お気軽にお問い合わせください。

- ◆入会にあたって 会費を納入していただきます。(年額2,000円)
- ◆問合せ先 河内町シルバー人材センター ☎84-5455

### 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止 運動の実施について

10月1日～11月30日は「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」実施期間です。薬物乱用は、乱用者の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因などの危害をもたらします。薬物の恐ろしさを正しく認識して薬物乱用を根絶しましょう。

- ◆問合せ先 茨城県竜ヶ崎保健所衛生課 ☎62-2163

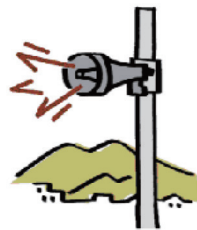
### 全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験の実施

住民の方への情報伝達体制について万全を期すため、全国一斉の情報伝達試験を実施します。  
実際の災害等とお間違えのないようご注意ください。

実施日時：11月16日(水) 午前11時00分

※状況により放送を中止する場合があります。

- ◆問合せ先 総務課 ☎84-6979



### 河内町高齢者タクシー運行中!!



70歳以上で、自動車を運転できない方または、日中運転してくれる家族がいない方を対象に、1か月の利用6回を上限にタクシー運賃の一部(最大1,500円)を助成します。※要申請

- ◆問合せ先 福祉課 ☎84-6981

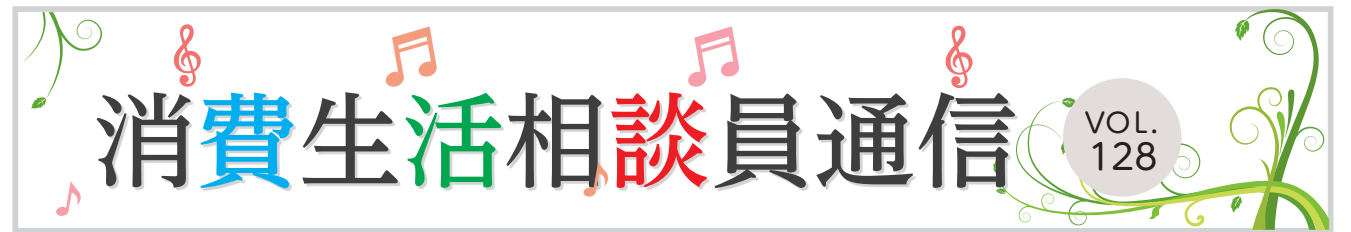
### 11月の納税等

国民健康保険税 (5期) | 納付期限は  
後期高齢者医療保険料 (5期) | 11月30日です。  
-お知らせ-  
※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

### 町長の動静

～10月の主な行事～

- 3日～5日 稲敷地方広域市町村圏事務組合・龍ヶ崎地方衛生組合合同管理者等視察研修
- 5日 出荷者協議会役員会
- 6日 かまちドリームフェスティバル実行委員会
- 7日 成田国際空港株式会社部長来庁  
稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者等会議  
龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議  
稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会
- 11日 航空機騒音対策協議会
- 13日 浦河町との交流事業検討会
- 14日 浦河町長来庁  
浦河町との交流事業検討会
- 17日～19日 県南町村会地方行政等視察研修
- 21日 龍ヶ崎地方塵芥処理組合管理者等会議
- 24日 龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会
- 27日 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会定例会  
明治安田生命保険相互会社つくば支社長来庁
- 28日 新利根川沿岸地区土地改良事業促進協議会  
臨時総会
- 31日 つつみ運営審議委員会

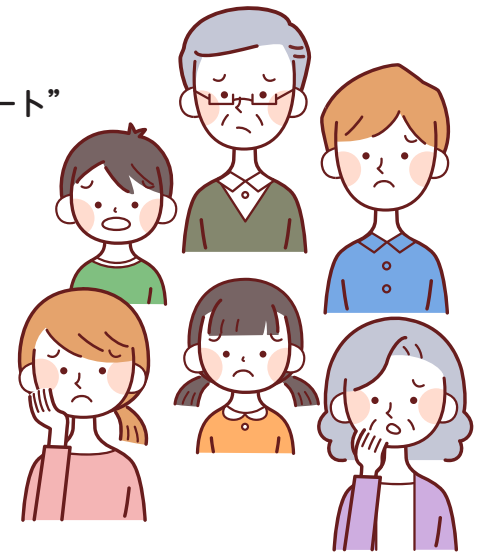


## 高齢者に多い消費者トラブル!ご注意ください!

国民生活センターでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談情報や公表資料などから、高齢者に多い消費者トラブルについてまとめています。在宅の多い高齢者は何かと消費者トラブルに巻き込まれがちです。周囲の方々や高齢者も、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておくことは大切です。

### <最新10選>

- ① 屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”
- ② 保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”
- ③ “インターネットや電話、電力・ガスの契約の切替え”
- ④ “スマホ”のトラブル
- ⑤ 健康食品や化粧品、医薬品などの“定期購入”
- ⑥ パソコンの“サポート詐欺”
- ⑦ “架空請求”、“偽メール・偽SNS”
- ⑧ 在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ⑨ “不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ⑩ 便利だが注意“インターネット通販”



### 消費者トラブル防止のポイント!

- 訪問販売や電話勧誘では、市販より高額すぎないか調べ、契約書が詳細かどうかを確認しましょう!
- 通信販売では、相手の業者の連絡先の確認、利用規約もよく読み、広告画面を撮影しましょう!
- 電話で古い着物などを買い取りに来ると言われ、貴金属を安く買い取られないよう注意しましょう!

### 困ったときにはお早めにご相談ください

契約について不安に思ったらできるだけ早くご相談ください。訪問販売や電話勧誘販売など向こうから突然やってくる販売は、契約から8日以内なら、クーリング・オフ制度で無条件解約ができます。(通信販売は、自分から申し込む契約になるのでクーリング・オフは使えませんのでご注意ください。)

参考：国民生活センター、消費者庁のホームページ、くらしの豆知識

- ◆問合せ先 まちづくり推進課 消費生活相談係 ☎84-6976

